

告 示

◎都市計画の決定・変更について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 19 条第 1 項の規定により、岩井・境都市計画
土地区画整理事業及び地区計画を決定、並びに同法第 21 条第 2 項の規定において準用する
同法第 19 条第 1 項により、同都市計画道路及び用途地域を変更したので、同法第 20 条第 1
項の規定に基づき告示し、同条第 2 項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所
において縦覧に供する。

平成 25 年 10 月 28 日

五霞町長 染谷 森



記

- 1 都市計画の種類
 - (1) 土地区画整理事業の決定「別紙 1」のとおり
 - (2) 地区計画の決定「別紙 2」のとおり
 - (3) 都市計画道路の変更「別紙 3」のとおり
 - (4) 用途地域の変更「別紙 4」のとおり

- 2 縦覧場所
五霞町役場建設環境課

別紙4

1 都市計画の種類
用途地域

2 都市計画を変更する土地の区域

ア 準工業地域

(ア) 追加する部分

猿島郡五霞町 大字江川 字橋向, 字堀向の各一部
大字幸主 字幸館, 字力新田の各一部
大字冬木 字新田, 字相郷の各一部

(イ) (ア)に係る規制の内容

建ぺい率 60%以下、容積率 200%以下

3 縦覧場所

五霞町役場建設環境課

岩井・境都市計画 用途地域の変更（五霞町決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

（五霞町）

種 類	面 積	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	その他及び備考
第一種低層住居専用地域	約 24 ha	8/10 以下	4/10 以下	—	—	10m	割合 約 18.9 %
	約 26 ha	10/10 以下	5/10 以下	—	—	10m	
小 計	約 50 ha						
第二種低層住居専用地域	約 0 ha						約 0.0 %
小 計	約 0 ha						
第一種中高層住居専用地域	約 3.3 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 1.2 %
小 計	約 3.3 ha						
第二種中高層住居専用地域	約 0 ha						約 0.0 %
小 計	約 0 ha						
第一種住居地域	約 16 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 6.0 %
小 計	約 16 ha						
第二種住居地域	約 0 ha						約 0.0 %
小 計	約 0 ha						
準住居地域	約 0 ha						約 0.0 %
小 計	約 0 ha						
近隣商業地域	約 1.5 ha	20/10 以下	8/10 以下	—	—	—	約 0.6 %
小 計	約 1.5 ha						
商業地域	約 0 ha						約 0.0 %
小 計	約 0 ha						
準工業地域	約 39 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 14.7 %
小 計	約 39 ha						
工業地域	約 53 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 20.0 %
小 計	約 53 ha						
工業専用地域	約 102 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 38.5 %
小 計	約 102 ha						
合 計	約 265 ha						100.0 %

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

※10ha以上の箇所は、各々整数値に修正

【理 由】

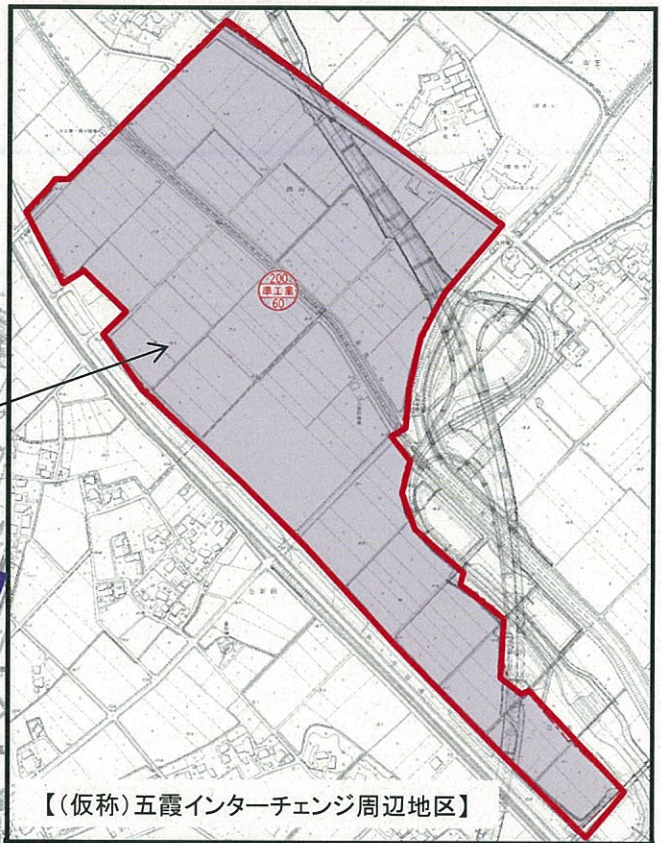
首都圏中央連絡自動車道の整備を契機として、土地区画整理事業による新たな複合型産業拠点の形成を図るため、本案のように新たに用途地域を指定し、健全な都市の発展を促進するものである。

岩井・境都市計画 用途地域の変更 【五霞町決定】

《同時決定案件》
 【県決定】
 区域区分の変更
 【町決定】
 道路の変更追加(3・4・29江川・幸主線)
 土地区画整理事業の決定
 地区計画の決定



五霞町



【(仮称)五霞インターチェンジ周辺地区】

指定なし → 準工業地域 A=38.8ha



凡 例	
	変更後(新たな用途界)
	変更前(用途界から除外)
	今回変更に係らない部分

《変更理由》

土地区画整理事業による商業・工業・流通など複合型産業拠点の形成を目指すとともに、首都圏中央連絡自動車道の整備を契機とした地域の活性化や産業の振興を図るため、本案のとおり新たに用途地域を指定することにより、健全で計画的な都市の発展を促進するものである。